

# 土浦市中高層建築物によるテレビジョン放送の電波受信障害の未然防止に関する指導要綱

## （目的）

第1条 この要綱は、本市における中高層建築物の建築に伴って生ずるテレビジョン放送の電波受信障害（以下「受信障害」という。）を未然に防止するため、事前に建築主が講ずべき措置等について定め、住民の良好なテレビジョン放送の電波受信状況（以下「受信状況」という。）を確保することを目的とする。

## （定義）

第2条 この要綱において「中高層建築物」とは、次に掲げる建築物をいう。

（1）別表（あ）欄の各項に掲げる地域内に存する同表（い）欄の当該各項に掲げる建築物

（2）別表（あ）欄に掲げる地域外に存する高さ10メートルを超える建築物で、当該建築物の外壁面からの水平距離が当該建築物の高さ10倍以内の区域の全部又は一部が同表（あ）欄に掲げる地域に含まれるもの

2 この要綱において「近隣住民」とは、中高層建築物の建築により受信障害を受けることが予想される住戸の所有者、占有者及び管理者をいう。

## （建築主の事前措置）

第3条 中高層建築物の建築主（以下「建築主」という。）は、当該建築物に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第2項の規定による確認申請書又は計画通知書（以下「申請書等」という。）を提出する前に次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

（1）近隣住民の受信状況に関する影響について、あらかじめ調査するとともに、受信障害対策について検討すること。

（2）前号の調査検討結果に基づいて、当該中高層建築物の建築計画並びに予想される受信障害及びその対策（以下「建築計画等」という。）について、近隣住民に対し、誠意をもって説明を行うこと。

2 前項第1号の調査は、茨城県テレビ共聴協議会その他これに類する業務を行う団体で市長が適当と認めるものに委託して行うものとする。

## （関係図書の提出）

第4条 建築主は、申請書等を提出するときは、次に掲げる図書を添付するものとする。

（1）中高層建築物の建築に当たって、受信障害に関し近隣住民と紛争を起こさない

旨の誓約書（様式第1号）

(2) テレビジョン放送の電波受信障害事前調査検討報告書（様式第2号）

(3) 建築計画等についての説明報告書（様式第3号）

付 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

中高層建築物

(あ)		(い)
地域		建築物
(1)	第1種低層住居専用地域  第2種低層住居専用地域	軒の高さが7メートルを超える建築物  又は地階を除く階数が3以上の建築物
(2)	第1種中高層住居専用地域  第2種中高層住居専用地域  第1種住居地域  第2種住居地域  準住居地域  近隣商業地域(容積率が10分の20の区域に限る。)  準工業地域(容積率が10分の20の区域に限る。)	高さが10メートルを超える建築物